

第 9 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 8 年 8 月 1 9 日(水) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 3 1 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 3 2 号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(3) 議案第 3 3 号

荒廃農地に係る非農地判断について

4 出席委員

農業委員 9 名

1 番	水野	勝栄	2 番	江尻	茂雄	3 番	円谷	卓彦
4 番	瀧口	弘昭	5 番	野崎	重紀	6 番	黒崎	佳奈
7 番	岩谷	金良	8 番	永沼	善恵	9 番	泉	利夫

農地利用最適化推進委員 12 名

1 1 番	佐藤	正男	1 2 番	相樂	秀一	1 3 番	添田	喜洋
1 4 番	根本	重泰	1 5 番	矢内	忠男	1 6 番	芳賀	泉
1 7 番	薄葉	茂雄	1 8 番	小松	克夫	1 9 番	有賀	忍
2 0 番	二瓶	美明	2 1 番	小松	三男	2 2 番	添田	文彦

5 欠席委員

農業委員 0 名

農地利用最適化推進委員 0 名

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	矢吹	進
書記	矢内	翔太

議 長 本日の農業委員の出席は9名です。
定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議ないものと認め、3番 円谷卓彦委員、4番 瀧口弘昭委員を指名いたします。

（1）議案第31号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長 議事に入ります。
議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）
只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から番号4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
令和8年8月8日日曜日午前10時30分より、譲渡人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の添田文彦氏、根本重泰氏、それに私の計4人で現地調査をしました。
申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇より約400m行った所のT字路を左折し、そこから50m程のY字路を左折し、約100m先の右側 字〇〇〇〇番 地目・畑103㎡ です。
申請地は、譲受人〇〇〇〇氏の隣地であり、すでに長年借り受け耕作しておりました。譲渡人の〇〇〇〇氏は、今後耕作するつもりはないということで今回の申請にいたりしました。
以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第31号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。
令和8年8月8日日曜日午前11時より、譲受人の代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の添田文彦氏、根本重泰氏、それに私の計4名で現地調査をしました。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇より約400m先の交差点を右折し、約200～300m先に位置します

字〇〇〇〇番 地目・田 37㎡

字〇〇〇〇番 地目・畑 386㎡

字〇〇〇〇番 地目・田 137㎡

先ほどの交差点に戻り、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ約30m先の左側に位置します

字〇〇〇〇番 地目・田 297㎡

字〇〇〇〇番 地目・田 591㎡ です。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇県に住んでおり、農地の売却を希望されていきました。譲受人の〇〇〇〇氏は、数年前に経営していた飲食店を息子夫婦に任せ、農業に力を入れており、今回の申請にいたしました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第31号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。
令和8年8月8日日曜日午前10時45分より、譲受人の代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の添田文彦氏、根本重泰氏、それに私の計4人で現地調査をしました。
申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇より約400m先の交差点を右折し、約130m先の左側に位置します
字〇〇〇〇番 地目・田920㎡
更に、先ほどの交差点から、〇〇〇〇線をい〇〇〇〇方面へ約200m先の交差点を左折し約100m先の左側
字〇〇〇〇番 地目・田588㎡
字〇〇〇〇番 地目・田561㎡ です。
譲渡人の〇〇〇〇氏は、現在〇〇〇〇市に住んでおり、このまま戻るつもりはないということで、農地を買い取ってくれる人を探していました。
譲受人の〇〇〇〇氏は、数年前に経営していた飲食店を息子夫婦に任せ、農業に力を入れており今回の申請にいたしました。
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3について、何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第31号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。
令和8年8月8日日曜日午前10時より、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇彦氏、農地利用最適化推進委員の添田文彦氏、根本重泰氏、それに私の計5人で現地調査をしました。
申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇へ向かい〇〇〇〇の信号機から左折し、

〇〇〇〇線へ入り約3.3kmのT字路を右折し、そこから約500m登った所の左側

字〇〇〇〇番 地目・畑379㎡

字〇〇〇〇番 地目・畑104㎡

字〇〇〇〇番 地目・田440㎡ です。

申請地は、すでに数年前に売買されていましたが、譲渡人が土地所有名義の相続手続きが遅れてしまい、このたび名義変更手続きが終了したので今回の申請にいたしました。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

異議のないものと認め、議案第31号農地法第3条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

（2）議案第32号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

議 長 次に、議案第32号 石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました番号1の編入であります。令和9年度の事業採択に向けて取り組んでいる、中谷地区の基盤整備事業の対象農地に位置付けるための編入であります。

続きまして番号2の編入であります。中山間地域等直接支払交付金事業の対象農地に位置付けるため編入であります。番号3の除外であります。樹木葬墓地敷地による除外であり、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各要件をすべて満たしております。番号4の除外であります。非農地判断した農地の農用地区域からの除外については、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」第16の1の（1）の④のイによる除外であります。

- 議 長 只今、事務局から説明のありました 石川農業振興地域整備計画変更番号 1 について何かご意見等ございませんか。
- 「意見なし」の声 》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
- 本案を承認することにご異議ございませんか。
- 「異議なし」の声あり 》
- 議 長 異議のないものと認め、議案第 3 2 号石川農業振興地域整備計画変更番号 1 に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号 2 について何かご意見等ございませんか。
- 「意見なし」の声 》
- 議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
- 本案を承認することにご異議ございませんか。
- 「異議なし」の声あり 》
- 議 長 異議のないものと認め、議案第 3 2 号石川農業振興地域整備計画変更番号 2 に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。
- 議 長 続きまして、石川農業振興地域整備計画変更番号 3 を調査されました瀧口弘昭委員に報告を求めます。
- 瀧口弘昭委員 石川農業振興地域整備計画変更番号 3 を調査した結果を報告いたします。
- 令和 8 年 8 月 1 0 日午前 9 時より、申請人の〇〇〇〇氏、矢吹係長、志賀専門員、農地利用最適化推進委員の二瓶美明氏、芳賀泉氏と私の 6 名で現地調査をしました。
- 申請地は、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇線の〇〇〇〇を左折し、約 2. 3 k m ほど直進し、〇〇〇〇を右折し約 1. 0 k m 進み、〇〇〇〇地内の〇〇〇〇手前を右折し、約 1. 0 k m 進んだ道路左側に〇〇〇〇〇がありその手前にあります字〇〇〇〇番 地目・畑 9 3 5 m² です。
- 当該土地は、約 3 0 年前から休耕しており周囲の三方を墓地や山林に囲まれており、農地は隣接しておりません。
- 今回、隣接する山林 3, 3 5 4 m²と併用して永代供養の樹木葬墓地を増設する計画であります。当該土地の選定に際しては、管理しやすいように境内地や参拝者用駐車場から近い場所が最適であると判断した結果であり、手続きをとるにあたり、農用地利用計画変更申出書を提出することになりました。
- 以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方の審議のほ

どよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更番号3について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第32号石川農業振興地域整備計画変更番号3について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、先ほど事務局から説明のありました石川農業振興地域整備計画変更番号4について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第32号石川農業振興地域整備計画変更番号4について、承認するものと決定いたします。

（3）議案第33号

荒廃農地に係る非農地判断について

議 長 次に、議案第33号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3（3）ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議 長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は
議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
ご質問等ございませんか。
《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
議案第 33 号荒廃農地に係る非農地判断について、番号 1 から番号 137
を一括して承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》

議 長 異議がないものと認め、全て承認するものと決定いたします。

議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後 3 時 10 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証する
ため署名する。

令和 8 年 月 日

石川町農業委員長

議事録署名人

3 番

4 番